

令和6年12月6日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 口	徹 也
事 務 局 長 補 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	松 本	則 子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
政	策	川	原	逸	生
市	民	岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建	設	山	浦	康	則
会	計	藤	家		隆
総	務	白	仁	和	哉
総	務	寺	岡	弘	樹
人	権	山	崎	智	香
政	策	中	村	祐	介
広	報	山	口		洋
財	政	村	田	秀	哲
政	策	松	丸	環	大
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	田	中	美	穂
保	険	染	川	康	輔
福	祉	高	本	智	子
産	業	三	ヶ	正	和
商	工	中	尾	美	佐
農	林	星	野	晃	希
農	業	高	本	将	行
建	設	江	島	裕	臣
建	設	橋	本	昌	徳
都	市	堀		正	和
環	境	山	口	秀	樹
環	境	橋	川	宜	明
水	道	中	村	浩	一
教	育	江	頭	憲	和
生	涯	嶋	江	克	彰

---

## 令和6年12月6日（金）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 議案第54号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第55号 令和6年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第56号 令和6年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第57号 令和6年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第58号 令和6年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第59号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第54号

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第1．議案第54号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、議案第54号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

議案書は24ページとなっております。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に497,450千円を追加し、補正後の予算の総額を15,945,686千円とするものです。

債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正によります。

地方債の変更は、第3表 地方債補正によります。

2ページから7ページは、今回補正の集計表です。

8ページをお願いします。

第2表 債務負担行為補正です。

休日子どもクリニック指定管理料について、令和7年度から令和11年度までの指定期間とすることから設定するものです。

9ページをお願いします。

第3表 地方債補正です。

変更分として、消防設備整備事業費の減に伴う起債充当額の変更によるもので、17,700千円から15,200千円に減額するものです。

臨時財政対策債は、額の確定により30,000千円から25,477千円に減額するものです。

10ページから12ページは、今回補正の事項別明細書となっています。

13ページから歳入の主なものを御説明いたします。

14ページの10款1項1目。地方交付税は、普通交付税の確定により269,407千円を増額しております。

16ページの14款1項1目。民生費国庫負担金は、183,501千円を増額しております。

1節では、障害者自立支援給付費負担金や障害児施設措置費負担金、2節では、子どものための教育・保育給付費負担金、3節では、生活保護費負担金の増などです。

17ページの14款2項1目。総務費国庫補助金は、2,652千円を増額しております。マイナンバーカード交付事務費補助金の増などです。

18ページの15款1項1目。民生費県負担金は、71,343千円を増額しております。

1節では、障害者自立支援給付費負担金や障害児施設措置費負担金、2節では、施設型給付費負担金の増などです。

19ページの15款2項2目。民生費県補助金は、6,827千円を増額しております。

1節では、重度心身障害者医療費助成補助金、2節では、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金などの増です。

20ページの17款1項1目。総務費寄附金では、佐賀県PTA連合会様から鹿島地区PTA協議会へ教育振興のための寄附4,400千円を増額しております。

同じく4目。教育費寄附金では、東亜工機株式会社様及び個人様からスポーツ振興及び小学校環境整備のための寄附、合わせて600千円を計上しております。

同じく6目。民生費寄附金では、明治安田生命保険相互会社様及び株式会社スーパーモリ

ナガ様からそれぞれ、子育て支援及び障害者福祉向上のための寄附、合わせて1,265千円を計上しております。

21ページの18款1項1目、基金繰入金は、54,825千円を減額しております。一般会計全体の財源調整として、財政調整基金からの繰入金の減などです。

23ページの20款5項6目、雑入は、介護保険広域負担金精算金を13,011千円計上しております。

24ページの21款1項、市債は、合わせて7,023千円を減額しております。内容は、第3表 地方債補正で申し上げたとおりとなります。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、御準備ください。

議案説明資料の34ページをお願いします。

34ページから36ページは、今回補正の増減比較表でございます。

37ページから38ページは歳入の概要ですが、先ほど補正予算書で説明いたしましたので、省略いたします。

39ページをお願いします。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

ナンバー1の企画一般事業は、佐賀県PTA連合会様からの寄附を後年度に活用するため、ふるさと人材育成支援基金へ4,400千円積み立てるものです。

ナンバー2の地域福祉基金積立事業は、明治安田生命保険相互会社様及び株式会社スーパーモリナガ様からの寄附を後年度に活用するため、地域福祉基金へ1,265千円積み立てるものです。

ナンバー3の障害者施設給付事業及びナンバー4の障害児通所支援事業は、それぞれの給付費の増額見込みによる増を計上しております。

ナンバー5の保育所等運営事業は、保育所等運営費の増額見込みにより57,386千円を増額しております。

ナンバー6の子どもの医療費の助成事業は、子どもの医療費助成の増額見込みにより31,000千円を増額しております。

ナンバー7の生活保護事業は、生活扶助費等の増額見込みにより27,492千円を増額しております。

ナンバー8の小学校一般管理事業は、個人様からの寄附を活用し、小学校の環境整備を行うなど、合わせて2,433千円を増額しております。

ナンバー9の保健体育一般事業は、東亜工機株式会社様からの寄附をスポーツ振興事業交付金として鹿島市スポーツ協会へ交付することとして、100千円計上しております。

歳出の説明は以上でございます。

40ページは市債現在高の見込み調書、41ページは積立基金の状況を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

3番議員の笠継健吾です。それでは、ただいまからお伺いをいたします。

先ほど説明の40ページの6番、令和6年度市債現在高の見込み調書（補正第5号）についてお伺いをいたします。

起債が書いてありますけれども、今回の補正につきましては、新規の見込みのもので、合計で7,023千円が新規として、これはやっていないということで減少をしております。そして、起債の7年3月末残高見込みについては、右下に書いてありますように、13,561,005千円というところであります。この金額については度々見ておりますが、この利息について、年間の利息がどのくらいあるものかということをお教えいただきたい。今、期の途中でありますので、5年度でも結構でございます。概略が分かればと思っております。

それと、この金利、利率について、いわゆる期間については短期、長期とかいろいろあると思いますが、概略が分かれば結構ですので、そこら辺の利率、金利の状況を教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答えいたします。

まず1つ目の、今の支払いの利息の金額ということでございますが、今年度の予算ベースでいいますと、利息は合計で79,472千円となります。40ページに書いてありますのは、元金のほうの償還968,943千円、この2つを合わせまして、予算としては公債費で1,048,000千円程度が今年度の予算となっております。

金利についてですが、いろいろ借入先がありますが、財務省の財政融資資金というところの金利が毎月更新されておりますので、それを御紹介いたします。

借入期間が5年以内のものでありますと0.7%、10年間でありますと0.9%、15年でありますと1.2%、20年でありますと1.5%、30年でありますと1.9%、このくらいの年数の分が今まで借りている起債の期間でありますので、直近の利率として御紹介いたします。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

ありがとうございます。起債の残高が13,561,000千円というところではほぼほぼ変わっていない利息、年初と変わっていないですけど、79,470千円ということですね。先ほどの説明で、10年で0.9%ということですね。1年で100億円で1%で1億円つくというふうな感覚ですね。そういうことで、79,470千円ということは、長期の金利のものが、10年未満のものより多いかというふうに考えられますけど、これは今、金利が少しずつ上昇をしております。そういった中で、決まった金利というところなので、金利の交渉とか、そこら辺はあまりないものと思いますが、こういった金利についても利息的に比較的大きな金額になってまいりますので、注意をしながらやっていただきたいというふうに思います。

その下のほうに、下の括弧書き40ページ、市債実質負担額というのを書いていただいております。これは当初、私も3年ぐらい前に要望したところもありますが、実質負担額、債務が13,561,000千円であります。その中で臨時財政対策債については、交付税は決定をしているけれども、国の財源不足で後々その金が来るということで、それまで市が起債して資金繰りをするというふうなところで臨時財政対策債ということで、3月末で3,749,000千円、これが要は全部返ってくるということ、元利ともに返ってくるようですので、これは関係ない。そして、貸付金、これは今初めて見ましたけど、6,600千円ありますが、これについても補助金の対策が、補助金が来るのであろうと思いますので、この分を差し引いたら、差し引いた金額に交付税措置分、起債に対しての交付税措置分、この臨時財政対策債と貸付金を引いた、除く金額に対しての交付税措置分が42.3%で4,147,797千円が、交付税が来るということですね。そして、実質の負担額は5,657,869千円ですよということで、非常にこの交付税措置というのがあればいいと思いますが、この42.3%という交付税率は、起債は何本もあると思いますが、これはそれぞれの部分であると思いますが、総体的に見て、例えば、起債については交付税がないものとかあるものとか、ある金額も変わるとか、そういったことであらうと思いますけど、この42.3%というのは、一本一本が決まっているんじゃないかと総体的なものと考えていいですか。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったとおり、起債それぞれに交付税措置率が違いますので、この42.3%というのは、令和5年度の決算で打ったときの全体の起債額に対する交付税措置の積み上げた分の割合を書いておりますので、それから差し引いて実質は57億円ということで、実績の措置率を掛け合わせて実質負担額を算定しておりますので、決算に基づいたそれぞれ

の交付税の割合を総額と総額で割った割合ということになります。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

分かりました。一本一本、結構あるかと思えますけれども、この起債についてはここが一番重要なポイントであると思えます。これによって金利が決まっていると、これによって払うものが変わってくると。そういう中で、42.3%を取っていただいているということは財政担当の努力であるというふうに思います。42.3%という数字は、もう半分近くいっていますので、大変ありがたいと感謝します。このことは起債にとっては非常に大事なので、今後もやはり大口の案件、給食センターとか市の庁舎の問題とかあります。この中に5年度で9億円増えておりますが、これは市民文化ホールの起債であると思えます。こういったものも入って41億円の措置がなされているということで、今後の大口の案件についてはそういった措置率というものを、もう言わなくても分かっているよというふうなところでしょうけど、こういったところを考えてやっていただきたいと思います。起債についてはそういったことでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

10番勝屋弘貞でございます。御寄附をまた今回もたくさん頂戴し、本当にありがとうございます。

その中で、学校環境整備のほうに委託をして500千円使えるということなんですけど、これは内容は決まっているんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

小学校等の用務員さんのほうをお一人にさせていただいて学校でも環境整備していただいているところですが、卒業式までの間に、また学校の中で剪定であるとか清掃であるとかいう部分が必要なところに予算をつけたということでございます。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

じゃ、決まったところにこう使うじゃなくて、全体的にバランスを見て使うということで

すね。分かりました。

主な施策には載っていなかったんですけども、委員会のほうでありましたが、北公園の管理棟について、エアコンの取付工事ということで3,300千円ほどあったんですけども……

○議長（徳村博紀君）

勝屋議員、何ページでしょうか。

○10番（勝屋弘貞君）続

委員会のほうの資料でございます。主な施策のほうには載ってなかったんですけど、常任委員会のほうで話されていたみたいなのでちょっとお聞きしたかったんですが、管理棟のエアコン取付工事は3,300千円だったんですけども、管理棟はそんな3,300千円もかかるようなエアコンをつけるぐらい大きかったのかなとちょっと気になったのでお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

北公園の管理棟ですけども、そのエアコンが故障をいたしました。故障したエアコンなんですけれども、事務室と、それ以外のお客さんが入られるところに分かれているんですけども、今全部で2台、1つが天井に埋め込み式のものになっています。事務室の分は小さいエアコンなんですけれども、今回設置するのは、お客さん用のところに据置き、床置き台のものを2台設置する予定です。事務室に1つ小さいエアコンを設置するというようにしております。天井に埋め込み式なんですけれども、今、同じ型が生産されていなくて、また同じ埋め込み式をするとすると大工工事まで必要ということで、さらに大きな金額がかかるということで、床置き式のものを2台設置するようしております。

行っていただければ分かりますけれども、外側がガラスの部分が多いので、なかなか冷えないところですので、かなり能力の高いものを設置する必要があると思いますので、3,300千円という高い金額となっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

そしたら、計3台を3,300千円というふうに判断していいですね。分かりました。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第54号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第54号は提案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第55号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2. 議案第55号 令和6年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第55号 令和6年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は25ページでございますが、別冊の補正予算書で説明いたしますので、補正予算書の御準備をお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,572千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,790,863千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページと3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページと5ページを御覧ください。

今回の補正予算の事項別明細書でございます。説明は省略いたします。

続きまして、6ページを御覧ください。ここからは歳入について説明いたします。

4款1項1目. 保険給付費等交付金は、一般被保険者療養費の執行見込みの増に伴い、普通交付金の額を3,748千円増額するものです。

続きまして、7ページを御覧ください。

6款2項1目. 一般会計繰入金は、人件費等事務費相当分の増額に伴い、4,824千円増額

するものです。

続きまして、8ページを御覧ください。ここからは歳出について説明いたします。

1款1項1目．一般管理費は、執行見込みによる人件費の増により4,824千円増額するものです。

続きまして、9ページを御覧ください。

2款1項2目．療養費は、補装具等療養費及び柔道整復費の執行見込みの増に伴い3,748千円増額するものです。

続きまして、10ページを御覧ください。

5款1項1目．特定健診等事業費は、執行見込みによる人件費の増により595千円増額するものです。

続きまして、11ページを御覧ください。

5款2項3目．保健推進費は、執行見込みによる人件費の増により296千円増額するものです。

続きまして、12ページを御覧ください。

9款1項1目．予備費は、今回の補正に伴う財源調整のため、891千円減額するものです。

13ページから18ページまでは今回の補正に伴う給与費明細書で、説明は省略いたします。

以上で議案第55号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第55号 令和6年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第55号は提案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第56号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3．議案第56号 令和6年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号) についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

**○保険健康課長（染川康輔君）**

それでは、議案第56号 令和6年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は26ページでございますが、別冊の補正予算書で説明いたしますので、補正予算書の御準備をお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,319千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ540,917千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページと3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページと5ページを御覧ください。

今回の補正予算の事項別明細書でございます。説明は省略いたします。

続きまして、6ページを御覧ください。ここからは歳入について説明いたします。

3款1項1目．事務費繰入金は、人件費の減額に伴い3,569千円減額するものです。

続きまして、7ページを御覧ください。

5款2項1目．保険料還付金は、執行見込みによる過年度保険料還付金の増に伴い250千円増額するものです。

続きまして、8ページを御覧ください。ここからは歳出について説明いたします。

1款1項1目．一般管理費は、執行見込みによる人件費の減により3,569千円減額するものです。

続きまして、9ページを御覧ください。

3款1項1目．保険料還付金は、執行見込みによる過年度保険料還付金の増に伴い250千円増額するものです。

10ページから12ページまでは、今回の補正に伴う給与費明細書です。説明は省略いたします。

以上で議案第56号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳村博紀君）**

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第56号 令和6年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第56号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4. 議案第57号 令和6年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第57号 令和6年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は27ページでございますが、内容は別冊の補正予算書（第1号）により説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、主に当初予算におきまして各会計で仮の人員配置により計上していたものを、本年4月の人事異動に伴い、実際の人員を充て、各会計の人件費を積み上げたことなどに伴うもののほか、給与改定や超過勤務手当の実績及び今後の見込みなどによるものでございます。

内容につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ103,373千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,056,357千円とするものでございます。

次に、補正の内訳を御説明いたします。

予算書の6ページをお願いいたします。

歳入補正の内訳になりますが、全て各会計からの振替収入になります。

一般会計については94,211千円の増額、国民健康保険特別会計12,731千円の増額、後期高齢者医療特別会計3,569千円の減額でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出補正の内訳ですが、報酬46,573千円の増額、給料5,676千円の減額、職員手当等50,233千円の増額、共済費10,497千円の増額、旅費1,746千円の増額といたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

12番議員の伊東茂です。何点か質問させていただきます。

今回、市の給与管理の特別会計のほうに103,373千円追加補正となっております。

先ほど担当課長からの説明の中で、当初考えていた職員数からの増員であったり、あるいは超過勤務、ここの辺りを説明されました。

それでは、当初何人ぐらい正職員、それがどういうふう増員されたのか。また、年度内、正職員以外の増員数について、そして、超過勤務の実態について、それを各項目ごと教えてください。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

まず、職員数につきましては、当初予算におきまして247人、こちらは再任用職員等も含めめず数でございますが、247人を想定しておりましたが、補正後につきましては245名。会計年度任用職員につきましては、この給与管理特別会計というのが月額で報酬を支払いしている方のみを計上しております。月額の報酬で報酬額をいただいている会計年度任用職員につきましては、当初予算では69名を想定しておりましたが、こちらは95名と、26名増をしております。この26名増につきましては、もともと日額、時間額で令和5年度中は報酬をいただいていた方、こちらの方を月額報酬という形で移行しております。これにつきましては、日額、時間額ですと、勤務日数によってその月の収入が不安定な部分がありますので、一定の仕事がされている方に関しては月額報酬ということで切り替えたところがございます。これによりまして、給与管理特別会計で管理する会計年度任用職員が増えたというような形でございます。

また、超過勤務手当につきましては、今年度は昨年度と比較しまして伸びている状況でございます。といいますのが、今年度は国スポと全障スポ、それとあとは70周年記念事業などで、11月末現在で、前年と比較しまして職員1人当たり9時間程度の増となっております。こちらにつきましても当初予算の際には必要最低限の金額を見込んでおりましたので、これを決算見込みということで今回増額しているものでございます。

また、今回の手当につきましては、一番大きいのが、今回の給与改定で職員の給料月額がベースアップした部分と、あと、支給月数が0.1月分増えたというところで、そこで20,000千円程度大きくなっているところが主な要因というふうに見ております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございました。再任用の方を含めて正職員は2名減っているんですね。ただ、会計年度の方が69名から95名と、26名増えていると。やっぱり一番気になるのが超過勤務なんですね。大体決算のときに、できるだけ残業というか、それを少なくしていくようにと。基本、今、DX化等もあってデジタル推進をしている中でこうやってまだまだ増えていくと。やっぱり市の予算の中で職員の皆さんの給与の割合は非常に高いんです。国スポ、そして、市制施行70周年があったから1人当たり9時間近くの超過勤務が出ているというのはちょっと理解できないところがあるんですけど、もう少し詳しく言っていただけますか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

昨年度の比較におきまして、9月の超過勤務が1人当たり2時間、それと、10月につきまして1人当たり6時間超ということで、合計して9時間近くということになっております。前年度と比較していく中で、この9月、10月の部分というのが大きくなっておりますので、特に国スポの部分というのが非常に大きかったのではないかというふうに見ております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

分かりました。国スポ関係で、9月が1人当たりで考えて2時間、市制施行70周年に向けてでしょう、10月が6時間。9月、10月、両方とも国スポが関係していますね。この辺りがあるんですね。

じゃ、職員数はどのぐらいの人数がこれに当たっているんですか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

国スポに当たっている人数というのは、すみません、正確な人数というのは私のほうでは集計できておりませんが、感覚としましてですけれども、ほとんどの職員が何らかの形で関わってもらっております。関わっていない方についても、天皇陛下の行幸啓のほうにも関わったりとかいうことで、ほとんどの職員が関わっていると考えてもらって結構だと

思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今回のこの補正、約1億円ちょっとなんですけど、じゃ、そのお金はどこから持ってきたんだという話になるんですね。歳入のところを見ると、一般会計の増額で94,211千円となっていますね。ほとんどが国スポに使っていると考えたら、国スポ、県からは、この関連についてどれだけの――各開催地である、鹿島市であったり、ほかのところには何かしらの補助というのは来ているんですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

国スポに関する補助なんですけれども、県から来ている分は競技に関するところと、あと、行幸啓とかお成りに関する部分は県からの補助がございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

それこそ私が高校ぐらいのとき、18歳か、50年ぶりぐらいに国体から変わる国スポが佐賀県であって、もちろんそれに関係する県内の市町は協力する体制ができていたと思うんですね。市長もそれに賛同されて、アーチェリーであったり、様々なものが鹿島市であったと思います。それは理解できるんですけど、私が今回こういうふうに質問しているのは、今の鹿島市の財政が潤沢ではないというところなんです。補正で1億円使うとなったらいろんな事業ができるでしょう。これからはその辺りもやはり考えないと、それこそ私は何回か一般質問で言っていますが、来年度の新年度の予算と、ますますスクラップ・アンド・ビルド、これを決行しないと大変なことになるんじゃないかなと思っているんですね。

ふるさと納税が10億円を突破したと喜んでいる場合ではなくなってきた。その分が、もしかしたらほかの事業にあつという間に吹っ飛んでしまうかなという気がするんですね。もちろん、行政視察で行った宮崎県の都城市みたいに百何十億円、200億円近いふるさと納税が入れば話は別なんですけど、やっぱり厳しくなってくるので、ここの辺り、申し訳ないですけど、職員の方は頑張っているとは思いますが、やはり超過勤務、残業、ここの辺りはしっかりと各担当課は目を光らせて、できるだけ時間内の退庁ができるように心がけていた

だきたいと思いますが、それについて、副市長、職員の皆さんのことは一番考えていらっしゃるはずなので、お答えいただけますか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

まず、先ほど1億円増加ということだったんですけど、この1億円については、時間外が1億円ということじゃなくて、当然、今回の給与改定に伴う人件費、期末手当の増加という形になります。時間外が1億円とかではないと思います。

今回の時間外については、そもそも職員の働き方改革という観点も含めて、職員の健康管理も含めて、縮減というのは大事だと考えておりますので、その縮減に向けて取り組んでいます。

ただ、今回の国スポにつきましては、当然10月、9月、準備が大変ありました。その中で国スポの担当者、準備室の担当者、誰彼分けるというわけでもなく、その担当者がしっかりと最後までやっていくという責任感の下に仕事をしました。当然、振替であったりとか休む必要もあるんですけど、どうしても短期間ですので、時間外というのは致し方なかったかと思えます。そういった点はしっかりと健康管理であるとか、フォローをしていく必要があります。

いずれにしても、職員の健康管理であるとか働き方の観点からも、職員の時間外の勤務縮減というのは今後も進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第57号 令和6年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第58号

### ○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5．議案第58号 令和6年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

### ○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、議案第58号 令和6年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は28ページとなりますが、別冊の補正予算書、令和6年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）にて御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、収益的支出ですが、予定額は税を含む額となっております。

支出、第1款．事業費の既決予定額537,249千円に補正予定額708千円を追加し、補正後の予定額は537,957千円となります。補正予定額708千円の内訳ですが、第1項．営業費用となります。

次に、第3条、資本的支出ですが、2ページを御覧ください。

支出、第1款．資本的支出の既決予定額634,735千円に補正予定額545千円を追加し、補正後の予定額は635,280千円となります。補正予定額545千円の内訳ですが、第1項．建設改良費となります。

すみません、1ページへお戻りください。

第3条の本文の2行目末尾より記載しておりますとおり、今回の補正に伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額247,673千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,885千円、当年度分損益勘定留保資金203,574千円、減債積立金12,214千円で補填する予定でございます。

2ページを御覧ください。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費は既決予定額87,407千円に補正予定額1,253千円を増額し、88,660千円となります。

3ページからは附属書類となります。

3ページは令和6年度鹿島市水道事業会計予算実施計画変更、4ページ、5ページは令和6年度鹿島市水道事業予定キャッシュフロー計算書、6ページから11ページは給与費明細書ですが、説明は省略いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

令和6年度鹿島市水道事業予定損益計算書ですが、補正後の当年度純利益を13ページの下より4行目に記載しており、今回の補正により31,461千円を予定しておるところです。

次に、14ページから17ページは令和6年度鹿島市水道事業予定貸借対照表ですが、説明は省略いたします。

18ページをお願いいたします。

令和6年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）明細書について御説明いたします。

収益的支出でございますが、1款. 事業費、1項. 営業費用、1目. 原水及び浄水費は451千円の増額、2目. 配水及び給水費は257千円の増額で、これは共に給与の改定に伴い、給料及び手当を増額するものとなっております。

19ページをお願いいたします。資本的支出です。

1款. 資本的支出、1項. 建設改良費、1目. 事務費は545千円の増額で、これも給与の改定に伴い、給料及び手当を増額するものとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ここで10分程度休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 令和6年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第59号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6. 議案第59号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第59号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定について説明いたします。

議案書は29ページ、議案説明資料は42ページからでございます。

それでは、議案書29ページをお願いいたします。

鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、指定管理者の候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、鹿島市休日子どもクリニック。

指定管理者となる団体の住所及び名称は、鹿島市高津原813番地、一般社団法人鹿島藤津地区医師会。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、鹿島市休日子どもクリニックの管理を指定管理者に行わせるため、この案を提出するものでございます。

引き続き議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の42ページをお願いいたします。

初めに、1、公の施設の概要でございますが、施設の目的として、休日における小児の診療を行うため、医療法に定める診療所を設置するものでございます。

次に、2、管理の主な業務の範囲でございますが、クリニックにおける診療及びこれに付随する事務、クリニックの施設及び設備の維持管理などでございます。

次に、3、指定の方法でございますが、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書の規定により、単独指定といたしております。公募によらない合理的な理由につきましては、同条例施行規則第3条第2号から第5号までの規定によるものでございます。当該規定につきましては、44ページに掲載しておりますので、御覧ください。

下段の規則のほうを御覧ください。

第3条に規定する公募によらない合理的な理由のうち、第2号は、特に専門的又は高度な技術を有する施設で、団体が客観的に特定されるとき、第3号は、団体が、当該公の施設の土地又は施設の全部又は一部を所有し、その団体に当該公の施設の管理を運営させる必要があると認めるとき、第4号は、当該公の施設の設置目的を実現し、又は市の計画を実施するために、特定の団体に当該公の施設を管理運営させる必要があるとき、第5号は、当該公の施設を現に管理しているものが、引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるときとそれぞれ規定されております。

恐れ入りますが、42ページにお戻りください。

次に、6、過去の指定管理の状況でございますが、平成18年度から引き続き鹿島藤津地区医師会に指定管理をお願いしているところでございます。

次に、43ページの7、診療体制でございますが、診療日時は、日曜、祝日、三が日のそれぞれ午前9時から午後5時まで、医師等の配置は、医師が1名、看護師が2名、医療事務が1名となっております。

最後に、8、診療状況及び収支状況でございますが、令和元年度から5年間の状況を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第59号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第59号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明7日から8日までの2日間は休会とし、9日午前10時から文教厚生産業委員会を開催いたします。10日は休会とし、次の会議は11日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時18分 散会